

令和8年(2026年)

春の全国交通安全運動

4月6日(月) → 4月15日(水)

4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

●横断歩道や生活道路は歩行者優先!
ルールを守り、思いやり運転を!

●後部座席を含む“全ての席”で、シートベルトの着用を!
※こどもには体格に合ったチャイルドシート!

●“横断する前”に、必ず「止まって、見る」習慣を!
※「右・左・右」を見て、安全が確認できるまで待ちましょう!

“大人も、こどもも”、乗車用ヘルメットの着用を!

※転倒・衝突の衝撃から頭を守るための大切な備えです!



道路に飛び出さない!
横断中も周りをよく見て!

●自転車は“車のなかま”
車道通行が原則!

スローガン
おまじない 自分を守る みぎひだり

運動の重点

- (1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

盛岡交通安全協会・盛岡市・滝沢市・雫石町
盛岡東警察署・盛岡西警察署

春です。基本の交通ルールの確認を!

新入学・新生活の春。「交通安全」の知識を新たに身につけたり、改めて確認してみませんか?

ドライバーのみなさん

小学校や公園の近くを通るときは…

子どもが「飛び出してくるかも」と予測して徐行しましょう。

こどものこんな行動に注意!

- 道路の向こう側に親や友だちの姿を見つけて衝動的に駆け出す
- 歩道でふざけ合う間に周りが見えなくなり、車道にはみ出す

横断歩道は歩行者優先。横断歩道があったら減速を。横断歩行者や渡ろうとしている人がいたら横断歩道の停止線の手前で必ず一時停止しましょう。

◇の標示や 歩行者の標識があったら横断歩道があります。準備をしましょう!

令和8年9月1日から、生活道路における法定速度が“時速30キロメートルに引き下げ”られます!

「生活道路は人が優先」の意識を持って運転しましょう。

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などが無い道路のことです。道路標識や標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

車も自転車も、「ながら運転」、「飲酒運転」、「あたり運転」はダメ!



自転車利用者のみなさん

基本ルール「自転車安全利用五則」の徹底を!

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

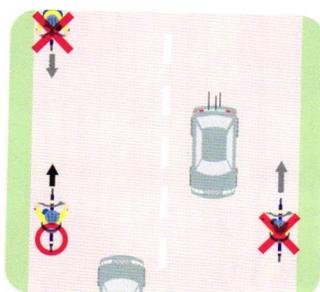
①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯

④飲酒運転は禁止

⑤ヘルメットを着用



万が一の事故に備えて自転車保険等に加入しましょう!

この春(令和8年4月1日から)

自転車の違反にも“青切符”が導入! 16歳以上

(自転車をはじめとする軽車両も交通反則通告制度の対象に)

例 携帯電話の使用等(保持) 反則金 12,000円
信号無視(赤色等) 反則金 6,000円

違反行為をして警察官の指導や警告を受けた場合は、すみやかに従わなければなりません。

「警察官の警告に従わずに違反を続けた場合」や、「スピードを出して歩道を通行し、歩行者を驚かせて立ち止まらせる」などの交通事故につながる危険な運転行為は、悪質・危険な行為として、取り締まりの対象となります。



※「酒酔い運転」や「酒気帯び運転」、「妨害運転」、「携帯電話使用等(交通の危険)」など、“違反自体が悪質・危険なもの”は、交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

歩行者のみなさん

道路を渡るときは…

右や左から車が来ていないか、横断前によく見て安全を確かめましょう。

早朝・夜間・薄暮時は反射材やLEDライトなどを活用し、自分の存在を“見せる”工夫をしましょう。



児童・幼児の保護者のみなさん

お子さんの、成長や理解に合わせ、

- 信号や標識の意味など交通安全の知識を教えましょう。
- 登下校時の安全確保のため、通学路などを一緒に歩き、安全な横断方法を指導しましょう。

※信号機のある横断歩道があったら、そこを渡るように教えましょう。

